

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年1月12日

【会社名】 株式会社レッド・プラネット・ジャパン

【英訳名】 Red Planet Japan, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田一丁目9番3号

【電話番号】 050-5835-0966（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 王生 貴久

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田一丁目9番3号

【電話番号】 050-5835-0966（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 王生 貴久

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	1,150,000,000円
第9回新株予約権	15,410,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
	1,355,410,000円

（注） 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年12月28日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部に誤記がありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権証券）

(2) 新株予約権の内容等

5 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

募集又は売出に関する特別記載事項

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(2) 割当予定先の選定理由

(3) 割り当てようとする株式の数

(5) 払込みに要する資金等の状況

2 株券等の譲渡制限

5 第三者割当後の大株主の状況

6 大規模な第三者割当の必要性

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

4【新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権証券）】

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>(略)</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$ <p>(略)</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（但し、第13回新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(略)</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>(略)</p> <p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>(略)</p> <p>当社は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日（取引所において売買立会が行われる日をいう。）連続してその時点において有効な本新株予約権の行使価額を上回った場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）の2週間以上前に本新株予約権者に通知することにより、本新株予約権1個当たり払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。</p>

(訂正後)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>(略)</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(略)</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(略)</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)目に始まる30取引日において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(略)</p> <p>(6)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>当社は、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続してその時点において有効な本新株予約権の行使価額を上回った場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の2週間以上前に本新株予約権者に通知することにより、本新株予約権1個当たり払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。</p>

5【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

(略)

新規事業の方向性

(略)

例えば、2017年に運営開始のディセントラランド（Decenbraland）について以下のエピソードが存在します。

- ・ 運営開始時において仮想空間内の「土地」は20ドル以下、MANAと呼ばれるトークンは0.02ドルで売られていた。
- ・ 最初の「都市」であるジェネシス・シティ（Genesis City）は90,601区画の土地に分けられていた。
- ・ 021年の高騰時には、土地は6,000ドルから100,000ドルで取引さされていた。

(略)

本新株式及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約[2,462]百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途	金額（百万円）			支出予定時期
	本新株式	本新株予約権	合計	
運転資金	200	400	600	2023年2月～2024年12月
	40	290	330	
コア事業における開発・運営・宣伝費	40	150	190	2023年2月～2025年12月
	296	474	770	
コンサルティング事業にかかる人件費	530	41	571	2023年2月～2023年12月
	1,106	1,355	2,461	
投資事業にかかる投資原資				2023年2月～2025年12月
借入金の返済				2023年2月～2023年12月
合計				

(略)

資金使途の具体的な内容は、それぞれ以下のとおりとなります。

運転資金

内部管理、人事、広報及び販売促進、営業・企画を含む支援部署及び新規事業を推進する部署の人件費、デジタル事業及び投資を管理運営するための体制整備にかかる費用などに600百万円（うち新株式200百万円、本新株予約権400百万円）を充当します。

コア事業

具体的には以下の事業を含みます。

NFT取引プラットフォームの開発

顧客が簡単にNFTを作成し、購入し、保管し、他の顧客に売却することのできる取引環境です。当社の提供する取引環境は、国内の顧客がこの新たに発展している市場において取引することを可能とするシンプルかつ安全なインターフェースを特徴とします。NFTプラットフォームの運営により、取扱開始時及び取引時の手数料収入を得られることに加えて、Web 3にかかるコンサルティング事業への波及効果が見込まれます。かかるプラットフォームの開発資金（外部開発業者への委託費60百万円、セキュリティ費用8百万円、サーバー費用20百万円、法務コンプライアンス費用10百万円及びトークン監査費用2百万円）及び運営資金（広告宣伝費用50百万円及び顧客サポート費用50百万円を含みます。）として合計200百万円（うち本新株式25百万円、本新株予約権175百万円。なお新株式の手取金により充当する200百万円は当社の8か月分の想定必要運転資金額に該当します。）を充当します。

(略)

借入金の返済

金融機関または第三者からの既存借入の一部の返済に571百万円（うち本新株式530百万円、本新株予約権41百万円）を充当します。現在予定している本第三者割当の手取金による返済は以下の表に記載のとおりですが借入先と合意済みのものではなく、最終的な返済期日及び返済額は、上記「5 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途 当社の現状」に記載の札幌所在のホテル（以下「札幌ホテル」といいます。）の売却状況も踏まえて借入先と協議のうえ決定し、下記充当予定から変更があった場合には速やかに開示いたします。なお現時点において債務不履行となっている借入金はございません。

借入先	借入日	元本残高	返済期日	利率 (年率)	担保	返済額	返済後残高
東京スター銀行 (注2、3)	2015年7月31日	661,548,319円	2023年1月31日	3カ月円 Tibor + 2.50%	五反田ホテル	22,566,666円	
東京スター銀行 (注2、3)	2017年4月28日	868,801,681円	2023年1月31日	3カ月円 Tibor + 2.50%	札幌ホテル	22,566,666円	
東京スター銀行 (注2、3)	2019年10月11日	536,342,000円	2013年1月31日	3カ月円 Tibor + 2.50%	五反田ホテル及 び札幌ホテル	22,566,668円	
EJAM(注4)	2022年3月18日	30,000,000円	2023年2月28日	3.00%	無	30,000,000円	
EJAM(注4)	2022年4月26日	132,500,000円	2023年2月28日	3.00%	無	132,500,000円	
EVO FUND(注 4)	2022年7月29日	118,820,000円	2023年2月28日	3.00%	無	118,820,000円	
EVO FUND(注 4)	2022年9月15日	157,000米ドル (約22,308,000 円)	2023年2月28日	3.00%	無	21,980,000円	
EVO FUND(注 4)	2022年9月29日	50,000,000円	2023年2月28日	3.00%	無	50,000,000円	
EVO FUND(注 4)	2022年10月25日	50,000,000円	2023年2月28日	3.00%	無	50,000,000円	
EVO FUND	2022年11月28日	50,000,000円	2023年2月28日	3.00%	無	50,000,000円	
EVO FUND (注5)	2022年12月中	50,000,000円	2023年2月28日	3.00%	無	50,000,000円	

(略)

- 東京スター借入れは札幌ホテルの売却資金をもって完済することを目指しており、返済期限である2023年1月29日までに残存債務以上の額で売却できた場合には当該売却代金をもって弁済し、本第三者割当の手取金は充当いたしません。売却が返済期限に間に合わない場合には、東京スター銀行と協議のうえ返済期日を札幌ホテルの売却が完了するまで延期し、売却代金をもって返済（さらに当該売却代金が残存債務の額に満たない場合には、上記表の「返済額」の欄に記載の金額を上限として本第三者割当の手取金を不足額に充当（東京スター借入れの返済に本第三者割当の手取金を充当する最大額である67.7百万円を3等分しておりますが、実際には残存する3本の東京スター借入れを一括して弁済します。））することを予定しておりますが、東京スター銀行には札幌ホテルの売却及び本第三者割当の進捗状況について随時報告しており、当社の資金繰りに支障を来すことなく合意できるものと考えております。なお、上記表の「返済後残高」については札幌ホテルの売却資金も返済に充当することにより完済を想定していることからゼロとしています。東京スター借入れの弁済に本第三者割当の手取金を充当する額が67.7百万円を下回った場合の余剰額は、当社の運転資金に充当いたします。
- 2022年12月27日付「資金の借入の返済期日の変更に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、EJAM及びEVO FUNDからの借入のうち2022年12月31日を返済期限としていたものについては、両社との合意に基づき返済期日が2023年2月28日に延期されました。

(後略)

(訂正後)

(略)

新規事業の方向性

(略)

例えば、2017年に運営開始のディセントラランド (Decenbraland) について以下のエピソードが存在します。

- ・ 運営開始時において仮想空間内の「土地」は20ドル以下、MANAと呼ばれるトークンは0.02ドルで売られていた。
- ・ 最初の「都市」であるジェネシス・シティ (Genesis City) は90,601区画の土地に分けられていた。
- ・ 2021年の高騰時には、土地は6,000ドルから100,000ドルで取引されていた。

(略)

本新株式及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約2,461百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な用途については、次のとおり予定しています。

具体的な用途	金額(百万円)			支出予定時期
	本新株式	本新株予約権	合計	
運転資金	200	400	600	2023年2月～2024年12月
	40	290	330	
コア事業における開発・運営・宣伝費	40	150	190	2023年2月～2025年12月
	296	474	770	
コンサルティング事業にかかる人件費	40	150	190	2023年2月～2025年12月
	296	474	770	
投資事業にかかる投資原資	296	474	770	2023年2月～2025年12月
	530	41	571	
借入金の返済	530	41	571	2023年2月～2023年3月
	1,106	1,355	2,461	
合計	1,106	1,355	2,461	

(略)

資金用途の具体的な内容は、それぞれ以下のとおりとなります。

運転資金

内部管理、人事、広報及び販売促進、営業・企画を含む支援部署及び新規事業を推進する部署の人件費、デジタル事業及び投資を管理運営するための体制整備にかかる費用などに600百万円(うち新株式200百万円、本新株予約権400百万円。なお新株式の手取金により充当する200百万円は当社の8か月分の想定必要運転資金額に該当します。)を充当します。

コア事業における開発・運営・宣伝費

具体的には以下の事業を含みます。

NFT取引プラットフォームの開発

顧客が簡単にNFTを作成し、購入し、保管し、他の顧客に売却することのできる取引環境です。当社の提供する取引環境は、国内の顧客がこの新たに発展している市場において取引することを可能とするシンプルかつ安全なインターフェースを特徴とします。NFTプラットフォームの運営により、取扱開始時及び取引時の手数料収入を得られることに加えて、Web 3にかかるコンサルティング事業への波及効果が見込まれます。かかるプラットフォームの開発資金(外部開発業者への委託費60百万円、セキュリティ費用8百万円、サーバー費用20百万円、法務コンプライアンス費用10百万円及びトークン監査費用2百万円)及び運営資金(広告宣伝費用50百万円及び顧客サポート費用50百万円を含みます。)として合計200百万円(うち本新株式25百万円、本新株予約権175百万円)を充当します。

(略)

借入金の返済

金融機関または第三者からの既存借入の一部の返済に571百万円（うち本新株式530百万円、本新株予約権41百万円）を充当します。現在予定している本第三者割当の手取金による返済は以下の表に記載のとおりですが借入先と合意済みのものではなく、最終的な返済期日及び返済額は、上記「5 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途 当社の現状」に記載の札幌所在のホテル（以下「札幌ホテル」といいます。）の売却状況も踏まえて借入先と協議のうえ決定し、下記充当予定から変更があった場合には速やかに開示いたします。なお現時点において債務不履行となっている借入金はございません。

借入先	借入日	元本残高	返済期日	利率 (年率)	担保	返済額	返済後残高
東京スター銀行 (注2、3)	2015年7月31日	661,548,319円	2023年1月31日	3カ月円 Tibor + 2.50%	五反田ホテル	22,466,666円	
東京スター銀行 (注2、3)	2017年4月28日	868,801,681円	2023年1月31日	3カ月円 Tibor + 2.50%	札幌ホテル	22,466,666円	
東京スター銀行 (注2、3)	2019年10月11日	536,342,000円	2013年1月31日	3カ月円 Tibor + 2.50%	五反田ホテル及 び札幌ホテル	22,466,668円	
EJAM(注4)	2022年3月18日	30,000,000円	2023年2月28日	3.00%	無	30,000,000円	
EJAM(注4)	2022年4月26日	132,500,000円	2023年2月28日	3.00%	無	132,500,000円	
EVO FUND(注4)	2022年7月29日	118,820,000円	2023年2月28日	3.00%	無	118,820,000円	
EVO FUND(注4)	2022年9月15日	157,000米ドル (約22,308,000 円)	2023年2月28日	3.00%	無	22,308,000円	
EVO FUND(注4)	2022年9月29日	50,000,000円	2023年2月28日	3.00%	無	50,000,000円	
EVO FUND(注4)	2022年10月25日	50,000,000円	2023年2月28日	3.00%	無	50,000,000円	
EVO FUND	2022年11月28日	50,000,000円	2023年2月28日	3.00%	無	50,000,000円	
EVO FUND (注5)	2022年12月中	50,000,000円	2023年2月28日	3.00%	無	50,000,000円	

(略)

- 東京スター借入れは札幌ホテルの売却資金をもって完済することを目指しており、返済期限である2023年1月29日までに残存債務以上の額で売却できた場合には当該売却代金をもって弁済し、本第三者割当の手取金は充当いたしません。売却が返済期限に間に合わない場合には、東京スター銀行と協議のうえ返済期日を札幌ホテルの売却が完了するまで延期し、売却代金をもって返済（さらに当該売却代金が残存債務の額に満たない場合には、上記表の「返済額」の欄に記載の金額を上限として本第三者割当の手取金を不足額に充当（東京スター借入れの返済に本第三者割当の手取金を充当する最大額である67.4百万円を3等分しておりますが、実際には残存する3本の東京スター借入れを一括して弁済します。））することを予定しておりますが、東京スター銀行には札幌ホテルの売却及び本第三者割当の進捗状況について随時報告しており、当社の資金繰りに支障を来すことなく合意できるものと考えております。なお、上記表の「返済後残高」については札幌ホテルの売却資金も返済に充当することにより完済を想定していることからゼロとしています。東京スター借入れの弁済に本第三者割当の手取金を充当する額が67.4百万円を下回った場合の余剰額は、当社の運転資金に充当いたします。
- 2022年12月27日付「資金の借入の返済期日の変更に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、EJAM及びEVO FUNDからの借入のうち2022年12月31日を返済期限としていたものについては、両社との合意に基づき返済期日が2023年2月28日に延期されました。
- 当社の運転資金に充当するため2022年12月中にEVO FUNDから50,000,000円の借入を行う予定です。上記は現在想定している条件であり決定次第速やかに開示いたします。なお当該借入を行わなかった場合には当社の運転資金に充当いたします。

(後略)

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

（訂正前）

（略）

新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、18円とする。なお、当該金額は、第10回新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日である2022年12月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値47円、権利行使価格10円、ボラティリティ77.30%、権利行使期間10年間、リスクフリーレート0.550%、配当率0%、市場リスクプレミアム8.6%、対指数 0.898、クレジット・コスト116.68%、第10回新株予約権の行使条件、当社による取得条項、第10回新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性等を参考に、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額である18円を参考に、当社においても検討した結果、発行価額と評価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないことなどから決定したものである。東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価額は、払込金額の算定にあたり、当社及び付与対象者との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社普通株式の株価及びボラティリティ、配当率、リスクフリーレート、第10回新株予約権の行使条件及び取得条項等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、合理的な公正価格を示していると考えられる。

（後略）

（訂正後）

（略）

新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、18円とする。なお、当該金額は、第10回新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日である2022年12月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値47円、権利行使価格10円、ボラティリティ77.30%、権利行使期間10年間、リスクフリーレート0.550%、配当率0%、市場リスクプレミアム8.6%、対指数 0.898、クレジット・コスト116.68%、第10回新株予約権の行使条件、当社による取得条項、第10回新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性等を参考に、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額である18円を参考に、当社においても検討した結果、発行価額と評価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないことなどから決定したものである。東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価額は、払込金額の算定にあたり、当社及び付与対象者との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社普通株式の株価及びボラティリティ、配当率、リスクフリーレート、第10回新株予約権の行使条件及び取得条項等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、合理的な公正価格を示していると考えられる。なお当該評価額の算定にあたり東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は本新株予約権の権利行使期間を2023年2月8日からとしているが、下記「新株予約権の行使」の条件とおり第10回新株予約権は行使の条件によっても2026年2月8日からしか行使できず、この点も踏まえて評価を行っていることから問題ないと判断した。

（後略）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(2) 割当予定先の選定理由

(訂正前)

当社は、当面の運転資金を確保したうえで財務体質を強化するとともに新規事業進出による業態転換のための開発・投資資金を調達することを緊急に必要としておりました。そのためには当社の新たな経営理念を理解したうえで資本性の資金を提供して頂ける投資家が必要であり、FAを起用して広く出資者を募集するよりも当社経営陣と面識があり当社の新たな経営理念に共感して頂けそうな潜在投資家に集中して当社普通株式の引受けをお願いするほうが適切であると考えました。具体的には当社代表取締役であるサイモン・ゲロヴィッチが本年8月下旬より同氏の知人のうち当社の新たな経営理念に共感し当社に出資する財力を有すると考える人物へのサウンディングを行い、その後感触のよかった人物と本年10月頭に秘密保持契約を取り交わしたうえで具体的な出資条件についての交渉を開始しました。その結果本年10月末までに本株式割当予定先のうち外部投資家及び当社取締役候補者から出資の確約を頂き、さらにデビッド・スペンサー氏及び阿部好見氏からは当社の新たな事業計画に強く興味をもったため当社の経営に関与したいとの申出を頂き、当社経営陣にて協議した結果来年2月開催予定の本臨時株主総会における当社取締役候補とすることといたしました。

かかる各外部投資家及び当社取締役候補者との交渉の経緯は以下のとおりです。

(略)

デビッド・スペンサー

当社取締役のサイモン・ゲロヴィッチは、過去に複数の事業に共同して投資してきており2019年以來の知人であるハリス・ノルディン氏に、2022年9月に当社株式の引受けを打診しました。ハリス・ノルディン氏は、マレーシアの空調設備製造・販売会社であるFiltermationの創業者2代目です。当初の接触後同月中に質疑応答及び投資条件の交渉のための面談を行い、同年10月に当社株式350,000株を1株あたり20円で引き受ける意向の表明を受けました。

(後略)

(訂正後)

当社は、当面の運転資金を確保したうえで財務体質を強化するとともに新規事業進出による業態転換のための開発・投資資金を調達することを緊急に必要としておりました。そのためには当社の新たな経営理念を理解したうえで資本性の資金を提供して頂ける投資家が必要であり、FAを起用して広く出資者を募集するよりも当社経営陣と面識があり当社の新たな経営理念に共感して頂けそうな潜在投資家に集中して当社普通株式の引受けをお願いするほうが適切であると考えました。具体的には当社代表取締役であるサイモン・ゲロヴィッチが本年8月下旬より同氏の知人のうち当社の新たな経営理念に共感し当社に出資する財力を有すると考える人物へのサウンディングを行い、その後感触のよかった人物と秘密保持契約を取り交わしたうえで具体的な出資条件についての交渉を開始しました。その結果本年10月末までに本株式割当予定先のうち外部投資家及び当社取締役候補者から出資の確約を頂き、さらにデビッド・スペンサー氏及び阿部好見氏からは当社の新たな事業計画に強く興味をもったため当社の経営に関与したいとの申出を頂き、当社経営陣にて協議した結果来年2月開催予定の本臨時株主総会における当社取締役候補とすることといたしました。デビッド・スペンサー氏及び阿部好見氏の当社取締役候補としての選任につきましては、本日公表の「取締役候補者及び監査役候補者の選任に関するお知らせ」もあわせてご参照ください。

かかる各外部投資家及び当社取締役候補者との交渉の経緯は以下のとおりです。

(略)

デビッド・スペンサー

当社取締役のサイモン・ゲロヴィッチは、YPOを通じて2015年以來の知人であるデビッド・スペンサー氏に2022年8月に当社株式の引受けを打診しました。デビッド・スペンサー氏は大学卒業後米系証券会社のMorgan Stanley及び米系コンサルティング会社のBooz Allen & Hamiltonを経てGEキャピタルにおいて10年近くにわたりマネージングディレクターを務めた後、香港においてファンド・オブ・ファンズ運用会社であるEmerald Hill Capital Partnersを創業しました。当初の接触後同年9月に質疑応答及び投資条件の交渉のための電話会議を2回行ったうえで、同年10月に当社株式15,000,000株を1株あたり20円で引き受ける意向の表明を受けました。

(後略)

(3) 割り当てようとする株式の数
(訂正前)

割当予定先の名称	割当株式数
MMXXベンチャーズ・リミテッド	本新株式 26,725,000株
デビッド・スペンサー氏	本新株式 15,000,000株
シュモンク・リミテッド	本新株式 4,500,000株
サイモン・ゲロヴィッチ	本新株式 2,500,000株
マーク・ライネック	本新株式 2,500,000株
マシラス・デ・テザノス氏	本新株式 1,500,000株
パネフリ工業株式会社	本新株式 1,000,000株
ゲリット・ヴァン・ウィングルデン氏	本新株式 750,000株
ピヤジット・ルカリヤポン氏	本新株式 675,000株
王生貴久	本新株式 500,000株
二ナ・ゲロヴィッチ氏	本新株式 500,000株
リン・コック氏	本新株式 500,000株
ハリス・ノルディン氏	本新株式 350,000株
阿部好見氏	本新株式 250,000株
山口聡一氏	本新株式 250,000株
EVO FUND	本新株予約権 335,000個 (その目的となる株式 33,500,000株)
MMXXベンチャーズ・リミテッド	本新株予約権 335,000個 (その目的となる株式 33,500,000株)
MMXXベンチャーズ・リミテッド	本新株式 26,725,000株

(訂正後)

割当予定先の名称	割当株式数
MMXXベンチャーズ・リミテッド	本新株式 26,725,000株
デビッド・スペンサー氏	本新株式 15,000,000株
シュモンク・リミテッド	本新株式 4,500,000株
サイモン・グロヴィッチ	本新株式 2,500,000株
マーク・ライネック	本新株式 2,500,000株
マシアス・デ・テザノス氏	本新株式 1,500,000株
パネフリ工業株式会社	本新株式 1,000,000株
ゲリット・ヴァン・ウインゲルデン氏	本新株式 750,000株
ピヤジット・ルカリヤポン氏	本新株式 675,000株
王生貴久	本新株式 500,000株
ニナ・グロヴィッチ氏	本新株式 500,000株
リン・コック氏	本新株式 500,000株
ハリス・ノルディン氏	本新株式 350,000株
阿部好見氏	本新株式 250,000株
山口聡一氏	本新株式 250,000株
EVO FUND	本新株予約権 335,000個 (その目的となる株式 33,500,000株)
MMXXベンチャーズ・リミテッド	本新株予約権 335,000個 (その目的となる株式 33,500,000株)

(5) 払込みに要する資金等の状況

(訂正前)

各本株式割当予定先及び本新株予約権割当予定先が本新株式及び本新株予約権の払込並びに本新株予約権の行使に十分な資金を有しているものと判断した理由は以下のとおりです。

(略)

マシアス・デ・テザノス

またマシアス・デ・テザノス氏と締結する本新株式買取契約において、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定です。マシアス・デ・テザノス氏は資金証明の提出が煩わしいとして2022年11月30日に自主的に同氏が引受予定の本新株式の払込金額の総額（30,000,000円）を当社に送金しました。当該送金にあたっては送金手数料が控除されておりましたが、当該送金手数料相当額についても別途支払いを受けています。当社は当該資金を預り金として銀行口座において保管しており、本新株式の発行時点において払込金に充当いたします。このためマシアス・デ・テザノス氏については払込原資の確認を行っておりません。

(後略)

(訂正後)

各本株式割当予定先及び本新株予約権割当予定先が本新株式及び本新株予約権の払込並びに本新株予約権の行使に十分な資金を有しているものと判断した理由は以下のとおりです。

(略)

マシアス・デ・テザノス

マシアス・デ・テザノス氏は資金証明の提出が煩わしいとして2022年11月30日に自主的に同氏が引受予定の本新株式の払込金額の総額（30,000,000円）を当社に送金しました。当該送金にあたっては送金手数料5,000円が控除されておりましたが、当該送金手数料相当額についても別途現金により受領しています。当社は当該資金を預り金として銀行口座において保管しており、本新株式の発行時点において払込金に充当いたします。また送金手数料相当額である5,000円については現在現金で保管しておりますが、本新株式の払込日が近づいたら本新株式の払込金額の払込口座に入金のうえ同様に本新株式の発行時点において払込金に充当いたします。このためマシアス・デ・テザノス氏については払込原資の確認を行っておりません。

(後略)

2【株券等の譲渡制限】

(訂正前)

本新株式及び本新株予約権のいずれについても、譲渡制限は付されません。

(訂正後)

本新株予約権の譲渡については、発行要項において定められた譲渡制限により会社法に基づく当社の取締役会の承認を要しますが、本新株予約権買取契約において、本新株予約権割当予定先から本新株予約権の譲渡の承認を求められた際には、当社は合理的な理由のない限り譲渡を承認する旨規定する予定です。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
EVO FUND	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	30,000,030	52.45	63,500,030	34.99
MMXXベンチャーズ・リミテッド	Craigmuir Chambers, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands	-	-	60,225,000	33.18
デビッド・スペンサー	香港 ションワン	-	-	15,000,000	8.26
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA	10,025,453	17.53	10,025,453	5.52
シュモンク・リミテッド	Palm Grove House, PO Box 438 Road Town Tortola, British Virgin Islands	-	-	4,500,000	2.48
サイモン・ゲロヴィッチ	東京都港区	-	-	2,500,000	1.38
マーク・ライネック	タイ王国 パンコク市	-	-	2,500,000	1.38
マシラス・デ・テザノス	グアテマラ共和国 グアテマ ラ市	-	-	1,500,000	0.83
加賀美 郷	東京都豊島区	1,029,660	1.81	1,029,660	0.57
パネフリ工業株式会社	京都府長岡京一里塚 2 - 11	-	-	1,000,000	0.55

(後略)

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
EVO FUND	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	30,000,030	52.45	63,500,030	34.99
MMXXベンチャーズ・リミテッド	Craigmuir Chambers, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands	-	-	60,225,000	33.18
デビッド・スペンサー	香港 ションワン	-	-	15,000,000	8.26
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA	10,025,453	17.53	10,025,453	5.52
シュモンク・リミテッド	Palm Grove House, PO Box 438 Road Town Tortola, British Virgin Islands	-	-	4,500,000	2.48
サイモン・ゲロヴィッチ	東京都港区	-	-	2,500,000	1.38
マーク・ライネック	タイ王国 バンコク市	-	-	2,500,000	1.38
マシアス・デ・テザノス	グアテマラ共和国 グアテマ ラ市	-	-	1,500,000	0.83
加賀美 郷	東京都豊島区	1,029,660	1.81	1,029,660	0.57
パネフリ工業株式会社	京都府長岡京一里塚2-11	-	-	1,000,000	0.55
計		41,055,143	71.78	161,780,143	89.13

(後略)

6【大規模な第三者割当の必要性】

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

(略)

(第三者委員会の意見の概要)

(略)

第2 当委員会の検討内容

(略)

3 手段の相当性

資金調達方法について

貴社は、上記のとおり新型コロナウイルスのパンデミックの拡大及びこれに伴う厳格な海外の渡航制限により、海外旅行等の利用者が急激に減少したことで、厳しい経営状況に至り、2020年以降、継続して営業損失等キャッシュフローがマイナスとなり、経営を継続させる疑義を生じさせる状況が続いている。他方、貴社は、2021年以降徹底的なコスト削減を図っているが、ホテル事業の売上の著しい減少により、手元の資金のみでは、経営状況を立て直すことは現状ままならず、新たな事業分野に進出し、成長と安定のため、まとまった資金調達が必要であると判断している。

一方で、貴社は、現時点の貴社の経営状況に鑑みると、銀行の借り入れ、社債発行及び新株予約権付社債等の負債性のある資金調達手段では、貴社が調達しうる負債性の資金額は難しく、仮に資金調達ができたとしても負債性の資金は貴社の財務基盤の強化には繋がらず不相当である、と判断している。そこで、貴社は、資本性のある資金調達手段を検討しているところ、公募増資や株主割当増資は、調達コストが相対的に高まることや手続きの準備にかかる期間が長期化することを考慮すると資金調達手段として相当ではないと判断している。

(略)

割当予定先の選定理由について

貴社は、財務体質の強化とともに新規事業進出による業態転換のための開発・投資資金を調達することを緊急に必要としており、そのためには貴社の新たな経営理念を理解したうえで資本性の資金の提供が可能な投資家が必要であり、貴社経営陣と面識があり貴社の新たな経営理念に共感する潜在投資家に集中して引き受けてもらうことが適切であると判断するに至っているが、かかる割当予定先の選定の方針自体、新たな経営理念を実現し、今後の中長期的な経営の安定を図る観点から相当であると思料する。

貴社によると、貴社代表取締役であるサイモン・ゲロヴィッチ氏などの知人のうち貴社の新たな経営理念に共感し、かつ、貴社に出資する財力を有すると考える人物へのサウンディングを行い、該当者と交渉をしたところ、本株式割当予定先のうち外部投資家及び貴社取締役候補者(デビッド・スペンサー氏及び阿部好見氏)から出資の確約を受けたところ、いずれの割当先についても、各自の取引銀行の明細などにより、出資の払込みに必要な資金を有していることを確認済みである。

(略)

さらに、本資金調達直後の希薄化の程度を抑えつつ中長期的な事業資金を得るために本新株予約権への投資を呼びかけたところ、MIXXベンチャーズ・リミテッド及びEVO FUNDが新株予約権であれば貴社の成長をサポートしつつ株価の上昇にあわせて順次行使し貴社の資本を強化することができることから、引受けが可能であるということで、本新株予約権を引受けることになったところ、いずれの割当先についても、各自の取引銀行の明細などにより、出資の払込みに必要な資金を有していることを確認済みである。

なお、EVO FUND及びBMXXベンチャーズ・リミテッドについて、譲渡制限が付されないものの、保有株式の譲渡に先立ち譲渡先の確認を行い、反社会的勢力には譲渡しない旨の確約を得るとのことである。

このように、新株式及び新株予約権の割当予定先について、貴社の新たな経営理念に賛同し、協力して新たな事業への参加が見込まれる者で、かつ、払込みに要する財産につき懸念すべき事項がない者を予定しているため、今後の経営体制が不合理に変更されるおそれはないと思われる。

さらに、本件割当予定先が反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるJPリサーチ&コンサルティング(所在地 東京都港区虎ノ門3丁目7番12号、代表取締役古野啓介)に調査を依頼している。当該調査報告書において、本件割当予定先並びに本件割当予定先の法人の役員及び出資者について、谷口元一氏が反社会的勢力との関係がある可能性があり、WEB上の情報が存在することなどから、コンプライアンス及びレピュテーションの両面からのリスクを認識すべきとされているが、反社会的勢力との関係があるという確定的な証拠はなく、同氏に対する割当数も比較的少ない。そして、谷口氏以外の出資者については、反社会的勢力と何らかの関係を有しているとの報告はなく、今後、谷口氏も含め本件割当予定先との契約でその旨の表明保証もする予定であるとのことである。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提とすると、谷口氏につきコンプライアンス等のリスクがあることは否定できないものの、表明保証の書面を取り付けることを条件とすれば、本件割当先の選定には合理性が認められると思料する。

(略)

4 発行条件の相当性について

発行価額について

ア 本新株式について

貴社は、本第三者割当による本新株式の発行価額を1株あたり20円に決定した。

貴社は、直近における株価が貴社の実態を適切に表していると考え、かつ、本第三者割当による貴社株式の大規模な希薄化が生じることから、貴社の直近の株価を出発点とし、相当のディスカウントをすることが合理的であると判断し、上記価額とした。

具体的には、貴社株価の2022年12月23日の東京証券取引所における普通取引の終値48円に対して約58%のディスカウント、当該直前取引日までの1か月間の終値平均である約50円に対して約60%のディスカウント、当該直前取引日までの3か月間の終値平均である約50円に対して約60%のディスカウント、当該直前取引日までの6か月間の終値平均である約51円に対して約61%のディスカウントとなっている。

したがって、本新株式の発行価額(1株あたり20円)は、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当することから、臨時株主総会における特別決議にて株主の承認を得ることが予定されている。貴社の本新株式の発行は、割当予定先にとって特に有利な金額に該当することは否定できないが、貴社株式が、東京証券取引所により上場廃止に係る猶予期間入り銘柄に指定されており、資金調達の必要性及び緊急性が存すること、他に代替し得る資金調達の方法も見つかっていないことを踏まえれば、当該発行価額は、割当予定先との間で真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、貴社にとって現時点で最善の条件であると貴社が判断したことについては、特に認識の誤りや検討の不備などを疑わせる事情は認められない。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提にすると、2023年2月6日開催予定の貴社臨時株主総会において承認を得る限りにおいて、本件第三者割当による新株発行価額には相当性が認められるといえる。

イ 本新株予約権について

貴社は、本第三者割当による新株予約権の発行価額を新株予約権1個あたり25円に決定した。

この点、貴社は第三者評価機関である東京フィナンシャルアドバイザーズ株式会社に依頼し、同社は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、基準となる貴社株価48円(2022年12月23日の終値)、権利行使価額20円、ボラティリティ50.23%(2016年9月から2022年9月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間5年、リスクフリーレート0.17%(2028年12月20日償還の国債レート)、配当率0.00%、市場リスクプレミアム8.7%、対指数1.093(SPEEDA(直近6年(日次))、クレジット・コスト116.68%(累積デフォルト確率(株式会社日本格付研究所)をもとに自社でCDS値を算出し、クレジット・コストとして採用)、貴社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、貴社株式の流動性等を参考に理論株価を算出し、評価を実施している。

算定の前提条件として、「短期金利は時間を通じて既知であり、一定である。」、「ボラティリティは時間を通じて一定である。」、「株、オプションの売買に取引コストは発生しない。」、「株の購入をするために、短期金利で有価証券の価格の一部を借入できる。」、「株式の空売りに対してペナルティはないものとする。」、「株式の流動性については、新株予約権の行使により取得した株式を1営業日あたり8,586株(2016年10月21日から2022年10月20日までの日次売買高の中央値である85,860株の10%。小数点第一位を切り上げ)ずつ売却できるものとする。」とした上で、公正価値評価を実施した結果、本新株予約権の価額は1個につき25円としている。かかる第三者評価機関が行った算定方法は、新株予約権の評価において、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で検討されており、不合理な点は見受けられない。

(略)

(2)本新株予約権の行使価額について

貴社は、本第三者割当における本新株予約権の行使価額について1株20円と決定した。

これは、本新株式の払込金額と同額の20円であり、貴社株価の2022年12月23日の東京証券取引所における普通取引の終値48円に対して約58%のディスカウント、当該直前取引日までの1か月間の終値平均である約50円に対して約60%のディスカウント、当該直前取引日までの3か月間の終値平均である約50円に対して約60%のディスカウント、当該直前取引日までの6か月間の終値平均である約51円に対して約61%のディスカウントとなっている。

かかる本新株予約権の行使価額は、直近の貴社の市場株価から大幅なディスカウントとなること自体は否定できないが、貴社株式が、東京証券取引所により上場廃止に係る猶予期間入り銘柄に指定されており、資金調達の必要性及び緊急性が存すること、他に代替し得る資金調達の方法も見つかっていないことに加え、貴社が業績動向、財務動向、株価動向を勘案するとともに、貴社株式の流動性に鑑みると本新株予約権割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の期間を要することなどを総合的に勘案し、本新株予約権割当予定先と割当予定先との間で真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、貴社にとって現時点で最善の条件であると貴社が判断したことは、特に認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提にすれば、2023年2月6日開催予定の貴社臨時株主総会において承認を得る限りにおいて、本件第三者割当による新株予約権行使価額には相当性が認められるといえる。

(3) 希薄化について

(略)

また、貴社普通株式の過去6ヶ月(2022年6月24日から12月23日まで)における1日当たり平均出来高は約387,576株であって、本新株式に加えて本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数124,500,000株の約0.3%となる。本新株式及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数124,500,000株を本新株予約権の行使期間である5年間(245日/年間営業日数で計算)で売却すると仮定した場合の1日あたりの株式数は101,633株となり、上記1日あたりの平均出来高の約26%となることから、必ずしも平均出来高に対する割合が過大とまでは言えず、売却されても市場で十分に消化できる規模の発行であると判断している。加えて、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続を経ることが予定されている。

(略)

5 支配株主への本新株予約権の発行が少数株主にとり不利益なものではないこと

(略)

対価の公正性

貴社は、本新株予約権の評価についても東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に依頼したところ、当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権割当予定先との間で締結予定の本新株予約権の買取契約を考慮したうえで、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、貴社株価(2022年12月23日の終値48円)、権利行使価額(20円)、ボラティリティ(50.23%)、権利行使期間(5年間)、リスクフリーレート(0.17%)、配当率(0.00%)、市場リスクプレミアム(8.7%)、対指数(1.093)、クレジット・コスト(116.68%)、貴社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、貴社株式の流動性等を参考に本新株予約権の評価を実施している。

そして、貴社は、当該算定機関が上記前提条件をもとに算定した評価額(25円)も参考にしたうえで、本新株予約権割当予定先との間で本新株予約権の払込価額について検討した結果、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額の25円とし、また、本新株予約権の行使価額は、貴社の業績動向、財務動向、株価動向を勘案するとともに、貴社株式の流動性に鑑みると本新株予約権割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の期間を要することなどを総合的に勘案し、本新株予約権割当予定先と協議した結果、本新株式の払込金額と同額の20円としている。

(後略)

（訂正後）

（略）

（第三者委員会の意見の概要）

（略）

第2 当委員会の検討内容

（略）

3 手段の相当性

資金調達方法について

貴社は、上記のとおり新型コロナウイルスのパンデミックの拡大及びこれに伴う厳格な海外の渡航制限により、海外旅行等の利用者が急激に減少したことで、厳しい経営状況に至り、2020年以降、継続して営業損失等キャッシュフローがマイナスとなり、経営を継続させる疑義を生じさせる状況が続いている。他方、貴社は、2021年以降徹底的なコスト削減を図っているが、ホテル事業の売上の著しい減少により、手元の資金のみでは、経営状況を立て直すことは現状ままならず、新たな事業分野に進出し、成長と安定のため、まとまった資金調達が必要であると判断している。

一方で、貴社は、現時点の貴社の経営状況に鑑みると、銀行借入、社債発行及び新株予約権付社債等の負債性のある資金調達手段では、貴社が調達しうる負債性の資金額を確保することは難しく、仮に資金調達ができたとしても負債性の資金は貴社の財務基盤の強化には繋がらず不相当である、と判断している。そこで、貴社は、資本金のある資金調達手段を検討しているところ、公募増資や株主割当増資は、調達コストが相対的に高まることや手続きの準備にかかる期間が長期化することを考慮すると資金調達手段として相当ではないと判断している。

（略）

割当予定先の選定理由について

貴社は、財務体質の強化とともに新規事業進出による業態転換のための開発・投資資金を調達することを緊急に必要としており、そのためには貴社の新たな経営理念を理解したうえで資本金の提供が可能な投資家が必要であり、貴社経営陣と面識があり貴社の新たな経営理念に共感する潜在投資家に集中して引き受けてもらうことが適切であると判断するに至っているが、かかる割当予定先の選定の方針自体、新たな経営理念を実現し、今後の中長期的な経営の安定を図る観点から相当であると思料する。

貴社によると、貴社代表取締役であるサイモン・ゲロヴィッチ氏の知人のうち貴社の新たな経営理念に共感し、かつ、貴社に出資する財力を有すると考える人物へのサウンディングを行い、該当事者と交渉をしたところ、本株式割当予定先のうち外部投資家及び貴社取締役候補者（デビッド・スペンサー氏及び阿部好見氏）から出資の確約を受け、いずれの割当先についても、各自の取引銀行の明細などにより、出資の払込みに必要な資金を有していることを確認済みである。

（略）

さらに、本資金調達直後の希薄化の程度を抑えつつ中長期的な事業資金を得るために本新株予約権への投資を呼びかけたところ、MMXXベンチャーズ・リミテッド及びEVO FUNDが新株予約権であれば貴社の成長をサポートしつつ株価の上昇にあわせて順次行使し貴社の資本を強化することができることから、引受けが可能であるということで、本新株予約権を引受けることになったが、いずれの割当先についても、各自の取引銀行の明細などにより、出資の払込みに必要な資金を有していることを確認済みである。

このように、新株式及び新株予約権の割当予定先について、貴社の新たな経営理念に賛同し、協力して新たな事業への参加が見込まれる者で、かつ、払込みに要する財産につき懸念すべき事項がない者を予定しているため、今後の経営体制が不合理に変更されるおそれはないと思われる。

さらに、本件割当予定先が反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるJPリサーチ&コンサルティング（所在地 東京都港区虎ノ門3丁目7番12号、代表取締役古野啓介）に調査を依頼している。当該調査報告書において、本件割当予定先並びに本件割当予定先の法人の役員及び出資者について、反社会的勢力と何らかの関係の有しているとの報告はないところ、貴社にて、今後、本件割当予定先との契約でその旨の表明保証もする予定であるとのことである。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提とすると、本件割当先の選定には合理性が認められると思料する。

（略）

4 発行条件の相当性について

発行価額について

ア 本新株式について

貴社は、本第三者割当による本新株式の発行価額を1株あたり20円に決定した。

貴社は、直近における株価が貴社の実態を適切に表していると考え、かつ、本第三者割当による貴社株式の大規模な希薄化が生じることから、貴社の直近の株価を出発点とし、相当のディスカウントをすることが合理的であると判断し、上記価額とした。

具体的には、貴社株価の2022年12月27日の東京証券取引所における普通取引の終値47円に対して57.45%のディスカウント、当該直前取引日までの1か月間の終値平均である50.36円に対して60.29%のディスカウント、当該直前取引日までの3か月間の終値平均である50.06円に対して60.05%のディスカウント、当該直前取引日までの6か月間の終値平均である50.73円に対して60.58%のディスカウントとなっている。

したがって、本新株式の発行価額(1株あたり20円)は、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当することから、臨時株主総会における特別決議にて株主の承認を得ることが予定されている。貴社の本新株式の発行は、割当予定先にとって特に有利な金額に該当することは否定できないが、貴社株式が、東京証券取引所により上場廃止に係る猶予期間入り銘柄に指定されており、資金調達の必要性及び緊急性が存すること、他に代替し得る資金調達の方法も見つかっていないことを踏まえれば、当該発行価額は、割当予定先との間で真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、貴社にとって現時点で最善の条件であると貴社が判断したことについては、特に認識の誤りや検討の不備などを疑わせる事情は認められない。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提にすると、2023年2月7日開催予定の貴社臨時株主総会において承認を得る限りにおいて、本件第三者割当による新株発行価額には相当性が認められるといえる。

イ 本新株予約権について

貴社は、本第三者割当による新株予約権の発行価額を新株予約権1個あたり23円に決定した。

この点、貴社は第三者評価機関である東京フィナンシャルアドバイザーズ株式会社に依頼し、同社は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、基準となる貴社株価47円(2022年12月27日の終値)、権利行使価額20円、ボラティリティ53.71%(2017年11月から2022年11月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間5年、リスクフリーレート0.285%(2028年3月20日償還の国債レート)、配当率0.00%、市場リスクプレミアム8.6%、対指数 1.162(SPEEDA(直近5年(日次))、クレジット・コスト116.68%(累積デフォルト確率(株式会社日本格付研究所)をもとに自社でCDS値を算出し、クレジット・コストとして採用)、貴社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、貴社株式の流動性等を参考に理論株価を算出し、評価を実施している。

算定の前提条件として、「短期金利は時間を通じて既知であり、一定である。」、「ボラティリティは時間を通じて一定である。」、「株、オプションの売買に取引コストは発生しない。」、「株の購入をするために、短期金利で有価証券の価格の一部を借入できる。」、「株式の空売りに対してペナルティはないものとする。」、「株式の流動性については、新株予約権の行使により取得した株式を1営業日あたり8,320株(2017年12月28日から2022年12月27日までの日次売買高の中央値である83,200株の10%。小数点第一位を切り上げ)ずつ売却できるものとする。」とした上で、公正価値評価を実施した結果、本新株予約権の価額は1個につき23円としている。かかる第三者評価機関が行った算定方法は、新株予約権の評価において、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で検討されており、不合理な点は見受けられない。

(略)

(2)本新株予約権の行使価額について

貴社は、本第三者割当における本新株予約権の行使価額について1株20円と決定した。

これは、本新株式の払込金額と同額の20円であり、貴社株価の2022年12月27日の東京証券取引所における普通取引の終値47円に対して57.45%のディスカウント、当該直前取引日までの1か月間の終値平均である50.36円に対して60.29%のディスカウント、当該直前取引日までの3か月間の終値平均である50.06円に対して60.05%のディスカウント、当該直前取引日までの6か月間の終値平均である50.73円に対して60.58%のディスカウントとなっている。

かかる本新株予約権の行使価額は、直近の貴社の市場株価から大幅なディスカウントとなること自体は否定できないが、貴社株式が、東京証券取引所により上場廃止に係る猶予期間入り銘柄に指定されており、資金調達の必要性及び緊急性が存すること、他に代替し得る資金調達の方法も見つかっていないことに加え、貴社が業績動向、財務動向、株価動向を勘案するとともに、貴社株式の流動性に鑑みると本新株予約権割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の期間を要することなどを総合的に勘案し、本新株予約権割当予定先と貴社との間で真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、貴社にとって現時点で最善の条件であると貴社が判断したことは、特に認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。

よって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提にすれば、2023年2月7日開催予定の貴社臨時株主総会において承認を得る限りにおいて、本件第三者割当による新株予約権行使価額には相当性が認められるといえる。

(3) 希薄化について

（略）

また、貴社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は約403,587株であって、本新株式に加えて本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数124,500,000株の0.32%となる。本新株式及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数124,500,000株を本新株予約権の行使期間である5年間（245日/年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日あたりの株式数は101,633株となり、上記1日あたりの平均出来高の25.18%となることから、必ずしも平均出来高に対する割合が過大とまでは言えず、売却されても市場で十分に消化できる規模の発行であると判断している。加えて、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続を経ることが予定されている。

（略）

5 支配株主への本新株予約権の発行が少数株主にとり不利益なものではないこと

（略）

対価の公正性

貴社は、本新株予約権の評価についても東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に依頼したところ、当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権割当予定先との間で締結予定の本新株予約権の買取契約を考慮したうえで、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、貴社株価（2022年12月27日の終値47円）、権利行使価額（20円）、ボラティリティ（53.71%）、権利行使期間（5年間）、リスクフリーレート（0.285%）、配当率（0.00%）、市場リスクプレミアム（8.6%）、対指数（1.162）、クレジット・コスト（116.68%）、貴社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、貴社株式の流動性等を参考に本新株予約権の評価を実施している。

そして、貴社は、当該算定機関が上記前提条件をもとに算定した評価額（23円）も参考にしたうえで、本新株予約権割当予定先との間で本新株予約権の払込価額について検討した結果、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額の23円とし、また、本新株予約権の行使価額は、貴社の業績動向、財務動向、株価動向を勘案するとともに、貴社株式の流動性に鑑みると本新株予約権割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の期間を要することなどを総合的に勘案し、本新株予約権割当予定先と協議した結果、本新株式の払込金額と同額の20円としている。

（後略）